

名張市立看護専門学校設置条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

経済的理由により修学が困難な学生に対し、教育の機会を提供し、及び本市の医療人材の確保を目的として、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく給付型奨学金の対象となった学生の入学金を減免するため、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

特別の事由があると認められた者に対する入学金の減免ができることとし、関係する規則（名張市立看護専門学校学則）の一部改正を行います。

（減免の区分）

給付型奨学金の採用候補者決定通知にある区分により、減免額を決定します。

|      | 減免区分   | 減免額     | 給付型奨学金の受給区分の基準                                |
|------|--------|---------|---|
| 第Ⅰ区分 | 上限全額減免 | 70,000円 | 住民税非課税世帯                                      |
| 第Ⅱ区分 | 2/3減免  | 46,700円 | 住民税所得割100円以上～25,600円未満の世帯                     |
| 第Ⅲ区分 | 1/3減免  | 23,400円 | 住民税所得割25,600円以上～51,300円未満の世帯                  |
| 第Ⅳ区分 | 1/4減免  | 17,500円 | 住民税所得割51,300円以上～154,500円未満かつ扶養する子の数が3人以上である世帯 |

※名張市立看護専門学校の入学金の額：100,000円

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。